



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 小島俊明
 編集人 山口秀子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成16年8月10日

行政書士法改正のプロセスと意志決定(その四)

参考図書(株)文具堂発行 中條秀治著『組織の概念』

滋賀県行政書士会名誉会長
 日本行政書士会連合会名誉会長
 日本行政書士政治連盟相談役

盛武

隆

行政書士と行政書士会

行政書士会は、行政書士となろうとする目的や動機、思想信条が個々に異なる個人がその自由意志によって会員として登録することにより構成された集合体である。入会も退会も本人の自由意志により選択することができる。

しかし行政書士会に入会すれば、行政書士会という職能集団組織の秩序と資格者としての社会的責務を維持するための組織機能に拘束される。つまり行政書士として、会員として、個人の意志や活動範囲が法や会則によって束縛され、組織の構成員としてそれらの順守が強制されることになる。

組織の意志決定は、理事会や総会の意志決定機関により行われ、決定された組織の意志は代表権を持つ会長によって表明され実行される。

会長も個人的立場であれば思想信条に関して選択の自由がありそれを行使できるが、その職務上社会との接点における会長としての意思表示は組織の決定するところに従わねばならない。

行政書士と政治連盟

行政書士会は法に定める目的を達成する目的を持った強制入会の団体であるが、その政治活動には制限があるため、行政書士は自由意志により政治連盟に任意加入している。しかるに、政治連盟は、行政書士会の掲げる目的を達成するために、政治連盟の組織運営において決定した政治活動を行い、思想信条の異なる構成員の行為を統率する。たとえば政治連盟の規約は行政書士会の会員が選挙に立候補する場合、その会員がどの政党に所属しようと、その会員を最優先に推薦することと定めている。従って、他の政党を支持する構成員であっても、政治連盟の意志決定に従い、共同して選挙運動などの活動に従事する。だからといって、政治連盟は行政書士会の運営に直接的な影響を与えるものではなく強制できるものでもない。

組織の代表責任

行政書士会と政治連盟の2つの組織の代表を兼ねる田中会長が辞任した。その原因は、参議院議員選挙のさなか行政書士会会長として発言した新聞記事に責任を取ったとされている。これを受けて臨時理事会は定時総会まで会長代行を置くことと決定した。しかし、辞任手続は行政書士会の会則や政治連盟の規約に基づいた適正手続が行われたか、いささか疑問である。加えて新聞記事の正誤が組織の機関によって確認されていない。なぜなら会長の意見表明の事実と真意が確認されていない。もともとは、新聞記事を目にした一部会員の反発を招いたものであり、組織として会則・規約に従って会長の行為を検証したわけでもない。だが、政治連盟の会長としての辞任にとどまらず、行政書士会会長としても辞表の提出という決断がなされたのである。

組織運営のあり方について組織として適正な評価が定まら

ないうちに会長辞任という結果を迎えこれにより、組織の意志決定の一貫性が崩れたと感じる次第である。

それでは、この辞任の方法が間違っていたと言えるであろうか。代表者が一度辞意を表明した以上、本人の自覚する原因によって責任を取ること、それはと先におさず会務を放棄するという意思表示である。このことによりトップのリーダーシップに揺らぎが生じることとなる。そうすると、辞任が撤回されたとしても、情報開示がなければ、役員にも動揺が走り、組織運営や意志決定過程において敵対関係にある者、支持者である者、中立的である者、それぞれの立場において感情的対立を御しがたくなり、それまで保たれていた組織運営の中立性や会長への信頼性が心証的に損なわれることが予測される。

往々にして組織運営においては、感情的支配が優位性を持つことに注意しなければならない。その意味において辞意の撤回がなされなかったことは、組織運営においては正しい判断と言えるのではないだろうか。

行政書士会運営の自立性

会員の個々の思想信条は異なるが、行政書士会の運営においては、制度発展と会の事業の推進のためという団体の意志で役員会の意志決定は拘束されている。しかるに今回の問題は、政治連盟の意志決定とは異なる発言があったとして、会長発言の是非のみならず外的要因も加味されて、行政書士会会長が辞任に至ったという疑問を生じせしめる。政治的要因がさまざまな自由職業組織の意志決定の自立性を侵犯する重大な出来事として受け止めとめるべきではないかと考える。

政治連盟の政治的配慮を行政書士会の組織運営の意志決定より先優位性を持たせることはあり得ない。行政書士会の運営にあたる会長にも政治的には中立性が要求される。

与党が支配する立法府においては、行政書士法改正のために政治連盟が常に与党寄りとなるのは議員立法の出自からして社会通念上やむを得ないものがある。しかし与党が常に与党であり続けることは出来ない。時として野党化したこともある。選挙は与党を支持するか、政権交代の可能性を実現するか、いずれにしても結果は国民の選択である。選挙の結果は政党の責任者が責任を取るものである。行政書士会の会長が責任を取るものではない。その意味において行政書士会会長の今回の辞任は重要な意味を持ち、検証されるべきである。

会員の責務

異なる2つの組織の意志と個人の意志の峻別トップがリーダーシップを発揮する上で重要な要素である。これを機会に、行政書士会会長には何が要求されるか、何が禁止されるか、何が許されるか議論することが大切ではないだろうか。情報開示と説明責任の履行を前提として会員各位が政治的立場を離れて冷静に判断し、行政書士制度向上のための最適解を求めることが望まれる。